

那珂市
障害者プラン

第2期障害福祉計画
(案)

平成21年3月

那 珂 市

目 次

はじめに 第2期障害福祉計画について	1
第1節 障害福祉サービス等の考え方	2
1 厚生労働大臣「基本指針」の内容について	2
2 第2期障害福祉計画の策定にあたって	3
3 サービス量の見込みにあたって	3
第2節 障害福祉サービス量等の見込み	4
1 施設入所者の地域生活への移行数の見込み	4
2 指定障害福祉サービス量等の見込み	6
3 地域生活支援事業の見込み	11

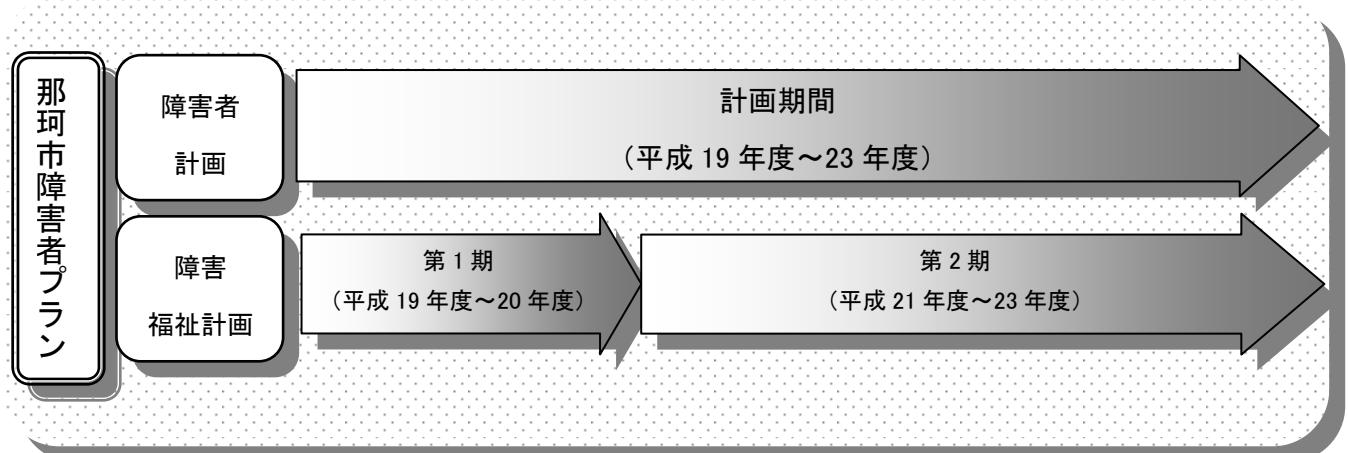
はじめに

第2期障害福祉計画について

「那珂市障害者プラン」は、障害者基本法第9条による「障害者計画」と、障害者自立支援法第88条による「障害福祉計画」を一体的に定めています。

このうち「障害福祉計画」は、厚生労働大臣「基本指針」（法第87条）に即して「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」として位置づけられており、第1期計画（平成19年度から20年度まで）と、第2期計画（平成21年度から23年度まで）に分けられます。

今回、第1期計画の実績を踏まえ、第2期計画として、計画の終了年度である平成23年度を目標において、あらためて数値目標等を設定しています。



第1節 障害福祉サービス等の考え方

1 厚生労働大臣「基本指針」の内容について

「基本指針（平成21年1月8日改正告示）」は、第1期障害福祉計画の理念を引き継ぎ、「障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的な事項」として、下記に掲げる3項目の「配慮事項」、5項目の「基本的な考え方」を示しており、第2期計画においても、こうした理念を踏まえた障害福祉計画の策定を求めています。

(1) 3項目の「配慮事項」

- 1 障害者等（障害者・児）の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への三障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの基盤の整備

(2) 5項目の「基本的な考え方」

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 5 地域自立支援協議会の活用による相談支援体制の充実

2 第2期障害福祉計画の策定にあたって

「基本指針」に定められた理念や考え方を踏まえ、次の2項目をもとにサービス見込量及び数値目標を設定します。

- (1) 第1期障害福祉計画の実績及び進捗状況を分析・評価することで、サービス利用の実態を把握し、第2期計画への課題を整理します。
- (2) 現在のサービス利用者数の今後の推移や、退院可能な精神障害者及び福祉施設入所者の地域生活への移行の動向により、サービス利用者数及び必要なサービス量を見込み、確保すべき数値目標を設定します。

3 サービス量の見込みにあたって

「基本指針」は、障害福祉サービス量の見込みにあたって、次の3項目をもとに、平成23年度を目標年度とした数値目標を設定することとしています。

- (1) 第1期障害福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点」という）の福祉施設入所者数の1割以上が地域生活への移行をめざし、目標年度末時点での入所者数を第1期計画時点の入所者数から7%以上削減します。なお、新たに施設へ入所する人は、ケアホームなどの対応が困難など、入所が真に必要と判断される人とします。
- (2) 平成24年度までに、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という）の退院をめざします。
- (3) 平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人を第1期計画時点の移行実績の4倍以上とし、これにあわせて、第1期計画時点の施設利用者の2割が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度において就労継続支援利用者の3割はA型事業（雇用契約等を結ぶ型）の利用をめざします。

第2節 障害福祉サービス量等の見込み

1 施設入所者の地域生活への移行数の見込み

厚生労働大臣「基本指針」を踏まえて、障害者の地域生活への移行を一層促進するため、新たに福祉施設に入所する人を、入所が真に必要とされるものとしたうえで、第1期計画時点の福祉施設入所者、退院可能精神障害者の平成23年度での地域生活への移行数及び一般就労数を次のとおり見込みます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
第1期計画時点の入所者数 A	81人	平成18年6月末
目標年度入所者数 B	72人	平成23年度末入所者数
目標値	9人(11.1%)	差し引き見込み数(A-B)

第1期計画時点の施設入所者数は合計81人で、平成20年12月末までに4人が地域生活へ移行しています。今後も地域生活への移行を進め、平成23年度末の入所者数を72人と見込みます。

(2) 入院中精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
第1期計画時点の退院可能精神障害者数	26人	平成17年10月1日現在
目標値	19人(73.1%)	平成23年度末までの見込み数

第1期計画時点の退院可能精神障害者数は26人で、平成20年12月末までに3人

が退院しています（茨城県調べ及び実績）。平成23年度末までに、さらに16人の退院をめざし、県、保健所、医療機関などの関係機関との連携により、地域生活への移行を支援します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
目標値	5人	平成23年度において施設を退所して一般就労する人の見込み数

一般就労への移行を促進するため、障害者雇用の理解の促進を図りながら、平成23年度において、5人が福祉施設を退所して一般就労することをめざし、入所及び訓練施設、公共職業安定所などの関係機関との連携により就労を支援します。

● 表3-1 居住系サービス利用者の見込み

	生活介護	自立訓練	就労移行支援	旧体系	小計 (施設系)	グループホーム・ ケアホーム	福祉ホーム・ 一般住居等	合計
＜第1期計画時点の居住系利用者＞A	—	—	—	—	81	5	2	88
①Aの平成20年12月での サービス利用者	11	4	1	59	75	8	5	88
②Aの平成23年度での サービス利用者 B	52	14	6	0	72	10	6	88
③入所施設からの地域移行数（再掲）	—	—	—	—	—	5	4	9
④退院可能精神障害者	0	3	4	0	7	9	10	26
計（②+④）	52	17	10	0	79	19	16	114

「第1期計画時点の居住系利用者」A（身体障害者、知的障害者、精神障害者各施設の入所者合計数）のうち、平成23年度末までの「③入所施設からの地域移行数」は、9人を目標値としています。平成20年12月末時点で、4人がすでに地域生活へ移行（グループホーム・ケアホーム3人、一般住宅1人）しており、今後5人の地域移行（グループホーム・ケアホーム2人、福祉ホーム・一般在宅3人）を見込みます。

また、「④退院可能精神障害者」については、「(2) 入院中精神障害者の地域生活への移行」の目標値である19人のうち、すでに3人が一般住宅へ退院しており、今後16人の地域生活への移行（グループホーム・ケアホーム9人、福祉ホーム・一般在宅7人）を見込みます。

2 指定障害福祉サービス量等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援事業のサービス量の見込み

平成 23 年度及び各年度の指定障害福祉サービス量等を、表 3-2 のとおり見込みます。

● 表 3-2 障害福祉サービス量等の見込み

区分		単位	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
1.訪問系 サービス	1	居宅介護 重度訪問介護	人	28	37	46	56
		行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	819	1,110	1,380	1,680
	2	短期入所	人	8	15	19	24
			人日	66	125	158	199
2.日中活系 サービス	3	生活介護	人	19	49	64	87
			人日	391	1,029	1,376	1,905
	4	自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1
			人日	15	17	19	22
	5	自立訓練（生活訓練）	人	12	13	15	17
			人日	196	242	318	365
	6	就労移行支援	人	9	15	17	23
			人日	142	270	340	515
	7	就労継続支援（A型）	人	0	0	1	2
			人日	0	0	22	44
3.居住系 サービス	8	就労継続支援（B型）	人	22	27	29	40
			人日	360	486	574	872
	9	療養介護	人	0	0	1	2
			人日	0	0	22	44
	10	児童デイサービス	人	23	26	28	30
			人日	164	182	196	210
	11	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（個室ーム）	人	13	16	20	24
		施設入所支援	人	17	49	61	79
4.その他	13	指定相談支援	人	1	1	4	4
5.旧法施設 支援	14	通所支援	人	20	20	18	0
	15	入所支援	人	65	32	19	0

注:単位の「人」は実利用者数、「時間分」及び「人日」は月間延量

＜1. 訪問系サービス＞

「1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援」については、一括して平成 23 年度では利用者（実利用者、以下同じ）を 56 人、1,680 時間分（月間の延べ利用時間）と見込みます。これは、平成 20 年度までの実績量をもとに、福祉施設入所者及び退院可能精神障害者の退所・退院による地域生活への移行に伴うサービス利用を加味して見込んだものです。また、「2 短期入所」は、平成 23 年度において利用者 24 人、199 人日（月間の延べ利用者数、以下同じ）と見込みます。

＜2. 日中活動系サービス＞

「3 生活介護」は、実績量に旧法施設から新体系への移行に伴うサービス量を見込んで、平成 23 年度の利用者 87 人、サービス量 1,905 人日とします。「4 自立訓練（機能訓練）」は、利用者 1 人、サービス量 22 人日と見込みます。

「5 自立訓練（生活訓練）」は、利用者 17 人、サービス量 365 人日、「6 就労移行支援」は、利用者 23 人、サービス量 515 人日と見込みます。「7 就労継続支援（A型）」については、基本指針により就労継続支援事業利用者の3割（12 人）が A 型を利用することをめざすとされていますが、事業所の確保が困難な現状を考慮し、利用者 2 人、サービス量 44 人日と見込んだうえで、今後事業所の確保に努めます。「8 就労継続支援（B型）」は、利用者 40 人、サービス量 872 人日と見込みます。これらのサービス量については、実績量をもとに施設退所及び退院により地域生活へ移行する人や特別支援学校を卒業した人のほか、一般就労に移行する人などの動向により見込みます。

「9 療養介護」は、平成 23 年度の利用者 2 人、サービス量 44 人日、「10 児童デイサービス」は、実績量に児童数や発達の遅れにより経過観察が必要とされた幼児数の推移を加味して、利用者 30 人、サービス量 210 人日と見込みます。

＜3. 居住系サービス＞

「11 共同生活援助・共同生活介護」は、実績量をもとに地域生活へ移行する利用者を見込み、一括で平成 23 年度に 24 人とし、「12 施設入所支援」は、基本指針による数値目標 72 人に退院可能精神障害者の訓練入所者 7 人を加えた 79 人と見込みます。

＜4. その他＞

「13 指定相談支援」は、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等の「サービス利用計画」を作成する利用者で、平成 23 年度に 4 人と見込みます。

＜5. 旧法施設支援＞

旧法施設支援（休体系利用）は、経過措置の期限である平成23年度末までに順次新体系へ移行するものとして、各年度の利用者数を表3-2のとおり見込みます。

● 表3-3 施設利用者等の日中系サービス利用の見込み

	障害福祉サービス								センター利用者	地域活動支援	一般雇用移行者	合計
	生活介護	(機能訓練)自立訓練	(生活訓練)自立訓練	就労移行支援	(A型)就労継続支援	(B型)就労継続支援	旧法通所・入所	小計				
<第1期計画時点の日中活動系利用者>A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	166
Aのサービス移行状況(平成20年10月)	19	1	4	3	0	11	79	117	30	0	147	
①平成20年10月のサービス利用者	19	1	12	9	0	22	85	148	64	0	212	
②平成23年度までの新規利用者	68	0	2	10	2	6	新体系へ移行△85	3	20	5	28	
③退院可能精神障害者	0	0	3	4	0	12	—	19	7	0	26	
計(①～③)	87	1	17	23	2	40	0	170	91	5	266	

第1期計画時点で、旧体系の日中活動系サービスを利用していた166人について、その後のサービス利用移行の状況は、表3-3「Aのサービス移行状況」のとおりとなっています。それを含めて、サービス利用の現状は、「①平成20年10月のサービス利用者」に示すとおりです。さらに、「②平成23年度までの新規利用者」と「③退院可能精神障害者」の利用を合わせ、表3-2の障害福祉サービス量等のうち、日中活動系の6種類のサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の平成23年度のサービス見込量とします。

なお、「③退院可能精神障害者」の利用見込については、地域生活への円滑な移行においては、地域での支援が不可欠と考えられるため、いずれかの日中活動系のサービスを利用するこことをめざします。

地域活動支援センターの利用者計91人は、次項の地域生活支援事業に転記されています。また、「一般雇用移行者」5人が、第1項の「(3) 障害者施設から一般就労への移行」目標値となっています。

● 参考表 障害者数の推計

単位：人

区分	身体障害者	知的障害者	身体障害児	知的障害児	精神障害者
平成 18 年度	1,591	266	42	72	495
平成 19 年度	1,490	267	39	72	523
平成 20 年度	1,556	273	39	73	555
平成 21 年度	1,624	279	40	75	589
平成 22 年度	1,695	285	41	78	625
平成 23 年度	1,770	291	43	81	663

(注)身体障害者・児は身体障害者手帳所持者、知的障害者・児は療育手帳所持者、精神障害者は自立支援医療(精神通院)受給者。いずれも実績値をもとにした推計。

(2)指定障害福祉サービス量等の現状と確保の方策

① 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所のサービスは、障害者の地域生活を支える基本的なもので、当市では7事業所がサービス（重度障害者等包括支援を除く。）を提供しています。

② 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、児童デイサービスは、障害者が地域で自立した生活を送るために必要な訓練等のサービスを提供するもので、当市では、5事業所がサービス（就労移行支援、就労継続支援B型、児童デイサービス）を提供しています。

③ 居住系サービス

グループホーム・ケアホームは、地域における居住の場を提供するサ

ービスで、当市では4箇所のグループホームにおいて障害者の地域生活を支援しています。

また、地域での生活が困難な障害者については、施設に入所して日常生活の支援を行います。当市では旧法の入所施設である1事業所が、今後新体系へ移行して施設入所支援のサービスを提供します。

④ 指定相談支援事業

長期入院者の地域生活への移行時など、特に計画的なプログラによる自立支援が必要な障害者に対して、指定相談支援事業所によるサービス利用計画作成費の給付を行います。当市では、1事業所が支援を実施しています。

⑤ サービス量の確保について

今後、入所施設からの退所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行に伴い、必要なサービス量の増加が見込まれます。当市に所在する事業所に対して、供給量の拡充等を働きかけるとともに、供給量が不足する場合には、当市の属する常陸太田・ひたちなか障害福祉圏域（那珂市・常陸太田市・常陸大宮市・ひたちなか市・大子町・東海村）はじめ、近隣自治体に所在する事業所を利用するなど、広域的な対応を図っていきます。

また、指定相談支援事業については、当市の1事業所のほか、広域利用による2箇所の指定相談支援事業所（ひたちなか市）を活用していきます。

3 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業の事業量を表3-4のとおり、見込みます。

● 表3-4 地域生活支援事業利用者数等の見込み

区分		単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
必須事業	①相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
		地域自立支援協議会	有・無	無	有	有
		市町村相談支援機能強化事業	有・無	有	有	有
		成年後見制度利用支援事業	有・無	有	有	有
	②コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		利用者	4	5
		介護・訓練支援用具		件数	2	2
	③日常生活用具 給付等事業	自立生活支援用具		件数	3	4
		在宅療養等支援用具		件数	6	7
		情報・意思疎通支援用具		件数	12	12
		排泄管理支援用具		件数	603	680
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件数	1	1
		④移動支援事業		利用者	20	22
				延時間	2506	2970
	⑤地域活動支援センター	市内	箇所	1	1	1
			利用者	46	53	60
		市外	箇所	4	4	4
			利用者	18	20	22
任意事業	日中一時支援事業	利用者	46	54	62	70

(2) 地域生活支援事業の見込量及び確保の方策

- ① 相談支援事業については、市内の1事業所と広域の2事業所において対応します。機能強化事業として相談支援の専門員を配置し、障害者の権利擁護のために成年後見制度の利用を支援するとともに、地域自立支援協議会を活用して、関係機関との連携のもと包括的な相談支援を行います。
- ② コミュニケーション支援事業は、平成23年度には6人の利用者を見込みます。この事業は、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携して、手話通訳者・要約筆記者等の養成を行うとともに、市民ボランティアの振興を図ります。
- ③ 日常生活用具給付等事業は、種類ごとの実績などをもとに表3-4のとおり見込みます。既存実績を確保し、ニーズに対応して拡充するため、委託事業所を確保します。
- ④ 移動支援事業は、実績量をもとに平成23年度に26人と見込みます。サービスの必要量を確保するため、引き続き事業所の供給量拡充等を働きかけます。
- ⑤ 地域活動支援センターは、実績量と退院可能精神障害者や施設入所者の地域生活への移行者数などを踏まえて、平成23年度のセンター(市内・市外)利用者を、合わせて91人と見込みます。引き続き身近な日中活動系サービスとして充実確保を図ります。
- ⑥ 日中一時支援事業については、実績量をもとに平成23年度に70人と見込みます。サービスの必要量を確保するため、引き続き事業所の供給量拡充等を働きかけます。

資料

那珂市障害者プラン推進委員会設置要項

（設置）

第1条 障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある子供から高齢者までが、地域社会の一員として、生き生きとした暮らしを実現するため策定した那珂市障害者プランの事業計画推進のため、那珂市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）障害者プランの推進
- （2）障害者プランの進捗状況の管理
- （3）障害者プランの調整
- （4）その他必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）副市長
- （2）市議会議員
- （3）学識経験者
- （4）福祉関係団体代表者
- （5）市関係職員

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

（補助機関）

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置することができる。

（補則）

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

那珂市障害者プラン推進委員会委員

◎は委員長、○は副委員長

所 属	職 名	委員氏名
市議会議員	議会	教育厚生常任委員長 君嶋 寿男
学識経験者	常陸大宮保健所	保健指導課長 大森 宮子
	勝田養護学校	中学部主事 中村 やえ子
	那珂医師会	副会長 小野瀬 好良
	水戸公共職業安定所	主任就職指導官 諏訪原 勝
	茨城女子短期大学	準教授・専攻科長 金澤 俊夫
福祉関係者	身体障害者相談員	鈴木 栄
	知的障害者相談員	○ 岩上 卓子
	民生委員・児童委員	障害者委員会委員長 石川 佑介
	身体障害者の会	会長 軍司 有通
	心身障害児者親の会	岡田 悅子
	手をつなぐ育成会	会長 平塚 常則
	つくしんぼの会	平野 笑子
	ボランティア連絡協議会	会長 館 祝子
	手話サークルじゃがいも	会長 飛田 壽人
	社会福祉協議会	事務局次長 山田 正巳
市関係	市	副市長 ◎ 寺門 義一
	教育委員会	教育長 平松 俊男
	福祉事務所	所長 秋山 春男

事務局	福祉課	課長	志保石和之
		課長補佐	園部勢津子
		障害者支援係長	小橋 聰子

那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市障害者プラン推進委員会設置要項（平成19年那珂市告示第96号）第8条の規定に基づき、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

（1）障害者プランの進捗状況

（2）障害者プランの点検・評価

（3）その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定める者の中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課室名	係名	担当
企画課	企画調整係	総合計画
こども課	子育て支援係、保育係	障害児福祉
福祉課	障害者支援係	全般
健康推進課	成人保健係、母子保健係	保健、障害児者福祉
商工観光課	商工係	雇用促進
生活安全課	原子力安全・防災係	防災

都市計画課	都市計画係、公営住宅係	都市計画、住宅整備
市街地整備課	街づくり係、街路係	道路整備
学校教育課	学務・幼保一元化推進係	障害児教育
生涯学習課	社会教育係	生涯学習

ワーキング委員名簿

課室名	職名	氏名
企画課	企画調整係長	渡辺 荘一
こども課	保育係長	藤咲 富士子
福祉課	障害者支援係長	小橋 聰子
健康推進課	成人保健係 精神保健福祉士	金澤 ひろ子
商工観光課	商工係長	平松 良一
生活安全課	原子力安全・防災係長	田口 裕二
都市計画課	公営住宅係長	小泉 真澄
市街地整備課	街づくり係長	今瀬 博之
学校教育課	課長補佐（総務・学務・幼保一元化推進担当）	加藤 裕一
生涯学習課	社会教育係長	浅野 和好

策定に係る会議の開催

日程	内容
平成21年 1月30日	■第2回ワーキング委員会 ・第2期障害福祉計画の概要について ・第2期障害福祉計画（案）について
2月18日	■第2回推進委員会 ・第2期障害福祉計画の概要について ・第2期障害福祉計画（案）について
3月2日～23日	■パブリックコメントの実施

指定障害福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行なう

地域生活支援事業の内容（市町村事業）

①相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援などを行う。また、相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を設置してネットワークの構築を図る。

その他、基礎的な相談支援事業に加えて、専門的な職員を配置した相談支援機能強化事業や、成年後見制度の利用に要する経費を助成する成年後見制度利用支援事業を実施する。

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の社会参加の支援のため、また、聴覚障害者との意思疎通を必要とする健常者に対して、手話通訳者等を派遣する。

③日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。

- ・介護訓練支援用具・・・特殊寝台、入浴リフト、体位変換器など
- ・自立生活支援用具・・・入浴補助用具、電磁調理器、火災警報器など
- ・在宅療養等支援用具・・・透析液加温器、吸入器、電動たん吸引器など
- ・情報意思疎通支援用具・・・パソコンの周辺機器・ソフト、点字器など
- ・排泄管理支援用具・・・ストマ、紙おむつなど
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）・・・バリアフリーへのリフォーム

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、社会参加を促進するため、外出の介助をする。

⑤地域活動支援センター

日中活動の場を確保して障害者等の地域生活を支援する。通所の施設として、創作的活動や生産活動、社会との交流のほか、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する。

⑥日中一時支援事業

障害者等に日中の活動の場を確保し、家族に対して就労支援や一時的な休息の機会を提供する。

那珂市障害者プラン(第2期障害福祉計画)

発 行 平成 21 年 3 月

発行者 茨城県那珂市

編 集 那珂市保健福祉部福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819-5

電話 : 029 (298) 1111

FAX : 029 (295) 4244